

南九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第15号

南九州市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

南九州市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年南九州市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を削り，第 9 条を第 8 条とし，第10条を第 9 条とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。